

3 学部学科課程変更にとりなう学則改正の件認可

〔大正十四年三月〕

学則改正認可申請書

〔注記1〕

本学大学部学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並理由相添へ此段認可申請候也

〔注記2〕
大正十四年二月十二日

東京市神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長

法学博士 岡野敬次郎印

〔下 札〕

〔注記3〕
文部大臣岡田良平殿

学則改正要旨及理由

商学部学科課程民法中ニ親族、相続ヲ加へ毎週ノ授業時数ヲ増加シ選択科目中ニ刑法国際公法ヲ加フル為メ之ニ関スル学則ヲ改正セントス

学則ヲ改正スヘキ点

第十条第三商学部ヲ左記ノ通り変更ス

「完」

(注記6)

「裁決定／3月4日」

(注記7)

「記録掛／14・6・9／受領」

(下札)

「類別 わ一ノ四／聯繫／登録追加

／^(有原)◎件名 東京府經由、中

央大学々則中變更認可／番号 東專七一／結了年月日 六、一四

三、四／保存年限 ムキ／枚数 四」

『自大13年5月至昭22年3
月中央大学第5冊』
文部省④ 3A, 9-2, 109